

教育相談における新型コロナウイルス感染拡大防止対策

令和2(2020)年8月4日

特別支援教育実践センター

広島大学「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対応マニュアル」に従って、感染防止対策を行う。具体的な対策は次の通りとする。

- (1) 換気
 - (2) 机や椅子をはじめ、使用するもの・触るものの消毒
 - (3) 手洗い、消毒、検温、健康チェック、マスク等の着用、距離を取ること等
 - (4) その他
-
- (1) について
 - ・相談前後 10 分程度、窓やドアを開けて換気する。
 - ・相談中は、可能な限り窓を開けておき、換気に努める。(子どもの状態によって、安全が確保できない場合を除く)
 - (2) について
 - ・消毒用グッズを各部屋に準備する。
(手指消毒用アルコール、物品消毒用アルコール、ペーパータオル、使い捨て手袋、ゴミ袋)
 - ・相談の前後に、使用物品や部屋の備品等で触りそうなもの、触ったものを消毒する。
 - ・ふき取ったペーパータオル、手袋は、ゴミ袋に密封して廃棄。
 - (3) について
 - ・原則として、三密を避け、マスクを着用する。
⇒難しい場合
フェイスシールドの使用や使い捨て手袋の使用等の対策を図るとともに、非対面での相談実施を積極的に検討する。
 - ・全員、相談の前後に手指の消毒(可能であれば手洗いも)をする。
 - ・来談者には、当日検温をして来てもらう。担当者も検温を実施する。
 - ・健康状態について、「健康確認表」に記入をする。

- ・担当者・学生（研修相談員）も、相談ごとに全員が健康確認をし、「健康確認表（実施者用）」に記入する。
- ・37℃以上の発熱等、体調不良の場合は実施（参加）しない。
- ・帰宅後、体調の変化があった場合には、直ちに担当者に連絡をしてもらう。
- ・来談者に基礎疾患等の懸念事項がある場合は、対面での相談実施は行わない。

(4) その他

- ・以上の項目についての確認表を作成し、毎回チェックする。
- ・対策について、保護者に説明し了解をもらえれば実施する。
- ・現時点では、対面での相談実施対象は県内在住者とする。
- ・集団での相談については、部屋の広さや活動内容によって人数制限をする。実践に携わる大人の数によって保護者は別室にて待機してもらう。